

お知らせ

令和3年9月28日

令和3年8月11日からの大雨による被災者生活再建支援法の適用について

令和3年8月11日からの大雨による災害により、以下のとおり被災者生活再建支援法を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 該当区域(市町村)

玖珠町

2 対象自然災害

令和3年8月11日からの大雨による災害

今回の適用は被災者生活再建支援法施行令第1条第6号（支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る。）で、その自然災害により5以上（人口5万人未満の市町村は2以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

3 適用する理由(適用基準)

・玖珠町の人口は15,823人（平成27年国勢調査による）であり、人口5万人未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当

※ 令和3年8月11日からの大雨による災害では、佐賀県、福岡県、広島県において支援法を適用。

該当区域	支援法適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)	
			全壊	半壊
玖珠町	8月11日	第1条第6号	2	1

※ 令和3年9月24日(金)9時00分時点

4 対象世帯

住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等

5 支援内容(支給金額)

住宅の被害程度、再建方法等に応じて、最高300万円の支援金が支給される。

単位：千円

	支給額			
	基礎支援金	加算支援金	合計額	
全壊 (大規模半壊)	1,000 (500)	建設・購入	2,000	3,000 (2,500)
		補修	1,000	2,000 (1,500)
		賃借	500	1,500 (1,000)
中規模半壊	—	建設・購入	1,000	1,000
		補修	500	500
		賃借 (公営住宅を除く)	250	250

※ 単数世帯の場合は、上記金額に4分の3を乗じた額を支給

6 申請窓口

玖珠町（基地・防災対策課）

7 その他の支援制度

大分県災害被災者住宅再建支援制度

被災者生活再建支援制度の対象とならなかった世帯で、住宅が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯が支援金の支給対象となります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

単位：千円

	支給額			
	基礎支援金	加算支援金		合計額
全壊	1,000	建設・購入	2,000	3,000
		補修	1,000	2,000
		賃借(公営住宅を除く)	500	1,500
半壊 (中規模半壊) 国制度と併用する場合	500 (500)	建設・購入	1,000 (-)	1,500 (500)
		補修	800 (300)	1,300 (800)
		賃借	500 (250)	1,000 (750)
床上浸水	50	-	-	50

(問い合わせ先)

防災対策企画課 朝久野・三河

TEL 097-506-3067 (内) 3096